

## 第4章 重点区域の位置及び区域

### 1 重点区域の設定の考え方

本計画における重点区域は、国指定文化財をはじめとする文化財が数多く集積し、かつ、歴史と伝統を反映した人びとの活動が現在も継続的に行われ、それらが一体となって本市の歴史的風致の良好な環境を形成している範囲を設定する。

さらに、本計画では、重点的に施策を実施することによって、歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる区域を設定する。

特に、本市では千曲川左岸地区を歴史・文化を活かしたまちづくりを図ることを目的にしていることから、第3章に記載のとおり、千曲川左岸の川西地域の「善光寺街道にみる歴史的風致」と「武水別神社にみる歴史的風致」、「更級の名月と姨捨の棚田にみる歴史的風致」、「戸倉上山田温泉にみる歴史的風致」の4つの歴史的風致の維持向上を目指すものである。

そのうち、稲荷山地区と桑原地区及び中原地区は、江戸時代に整備された善光寺街道の宿場町として形成された町並みや建築物、稲荷山伝統的建造物群保存地区とともに、稲荷山の祇園祭や中原の獅子舞神楽、伝統的な酒造りなど、そこに暮らす人びとが伝承し続ける歴史的風致が息づいている。

また、八幡地区においては、善光寺街道に通じる街道が通り、武水別神社に多くの参拝客が来訪していた。この武水別神社の大頭祭は、文禄2年(1593)から現在まで、一度も中断することなく四百数十年も引き継がれてきたものである。武水別神社社殿をはじめ松田家の神主屋敷の斎館において、川西地域の大部分の人びとが関わり、秋の収穫が終わり厳しい冬の訪れを告げる風物詩であり、将来にわたり守り伝えていきたい歴史的風致である。

更級<sup>さらしな</sup>地区や姨捨地区は、更級の名月や姨捨の棚田は古くから観月の地とされ、多くの文学作品や絵画が創作された。こうした文化的景観とともに、姨捨の棚田における稲作や、姨捨の棚田上部の大池集落で四百年も行われてきた大池の百八灯が地域住民等により大切に受け継がれている。

戸倉上山田温泉地区は、開湯百二十年の歴史を有する長野県屈指の規模を誇る温泉街で、現在も和風旅館建築が残る温泉街とともに、千曲川納涼煙火大会や温泉夏祭りの伝統が引き継がれた温泉街という歴史的風致を形成している。

これらの歴史的風致は、文化財保護法に基づく保護措置等の施策展開により、これまで維持向上を図ってきたが、伝統的家屋等の老朽化の進行、少子高齢化などに伴う地域コミュニティの衰退、稲荷山の祇園祭や武水別神社の大頭祭、姨捨の棚田耕作など伝統的な祭事や耕作の後継者不足など、今後歴史的風致の維持が危惧される。

また、これらの歴史的風致は情報発信不足などにより、市民のみならず市外から訪れる人びとの認識も低下しており、その価値や継承する意義を共有できていない。

そのため本計画では、これらの課題を解決するとともに、歴史的風致の維持及び向上を効果的に図るため、歴史的風致が多く集積している「稲荷山・桑原・八幡地区」と「更級・姨捨地区」及び、「戸倉上山田温泉地区」を重点区域として設定し、重点的に施策を展開することで、歴史的風致の維持及び向上を図る。

なお、重点区域は、本計画を推進することで、千曲市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が生じた場合などには、随時、見直しを行っていくものとする。

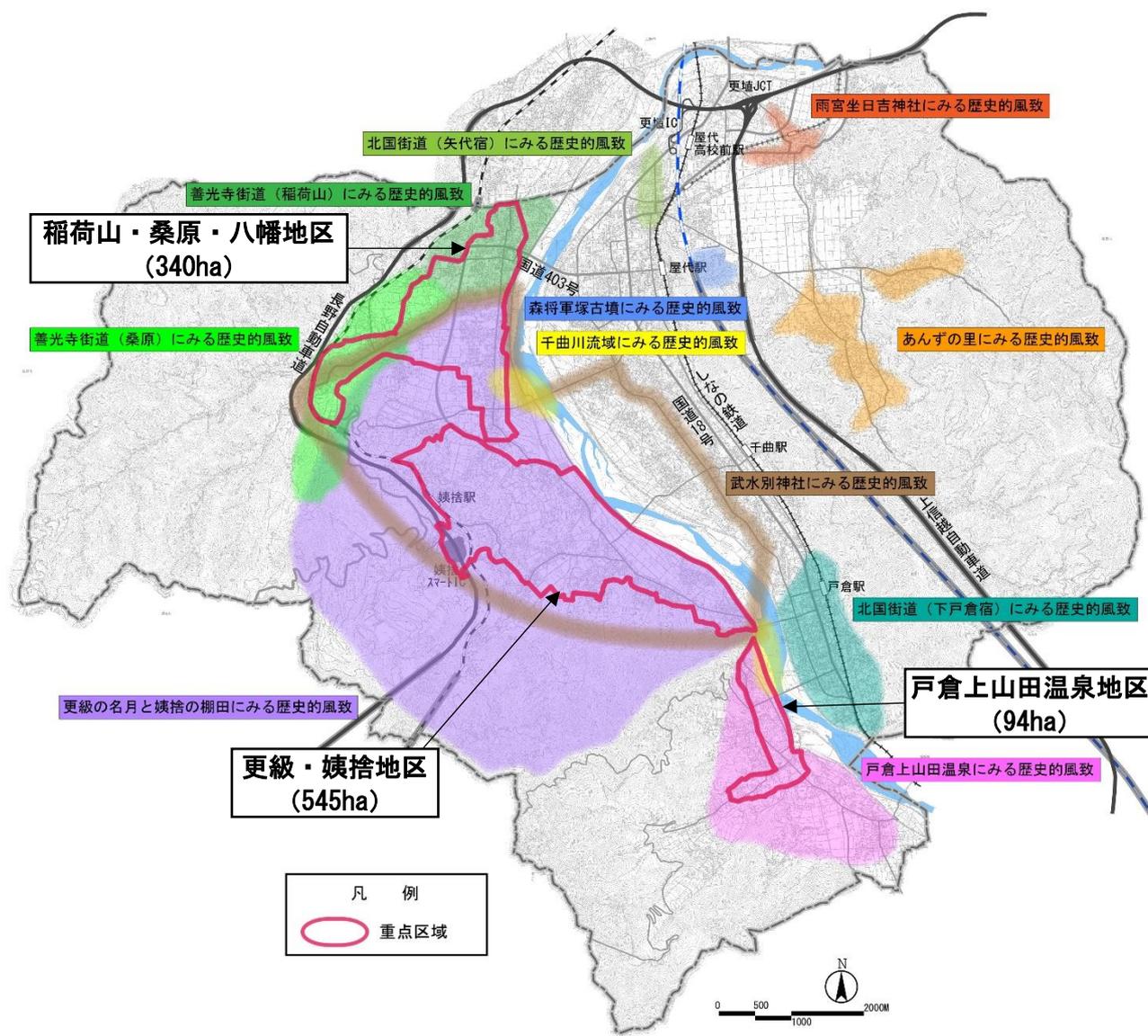


図 4-1 千曲市における歴史的風致と重点区域

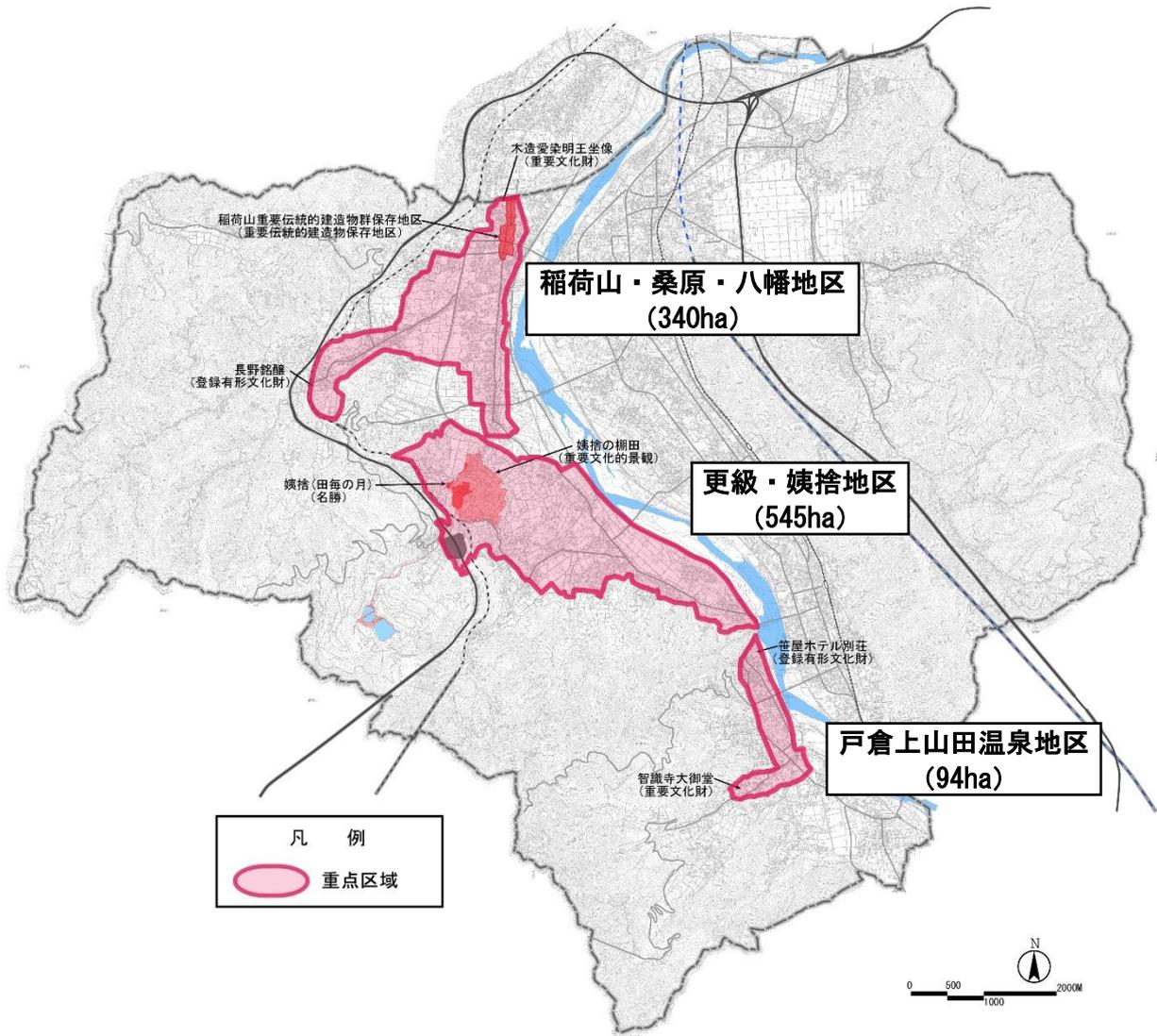


図 4-2 千曲市における国の指定文化財と重点区域

## 2 重点区域の位置及び区域

### (1) 稲荷山・桑原・八幡地区

「稲荷山・桑原・八幡地区」は、善光寺街道とそこにつながる通称一本松峠道に関連し、「善光寺街道にみる歴史的風致」と「武水別神社たけみずわけじんじやにみる歴史的風致」の2つの歴史的風致が残る地域である。

まず、稲荷山は江戸時代に整備された善光寺街道の宿場町を基礎とし、明治時代の繁栄を色濃く残す店舗や町家などを中心として形成された町並みや建築物が残されている。その町並みを舞台とする伝統的な祇園祭や、自衛団の活動は現在も引き継がれている。

稲荷山から善光寺街道を南下すると桑原・中原の集落があり、桑原は間の宿として伝馬屋敷が設置された宿であり、現在も通りに面して格子戸やうだつを設けたかつての宿場を偲ばせる建物に混じって、気抜きの棟木を載せた養蚕民家もみられる。

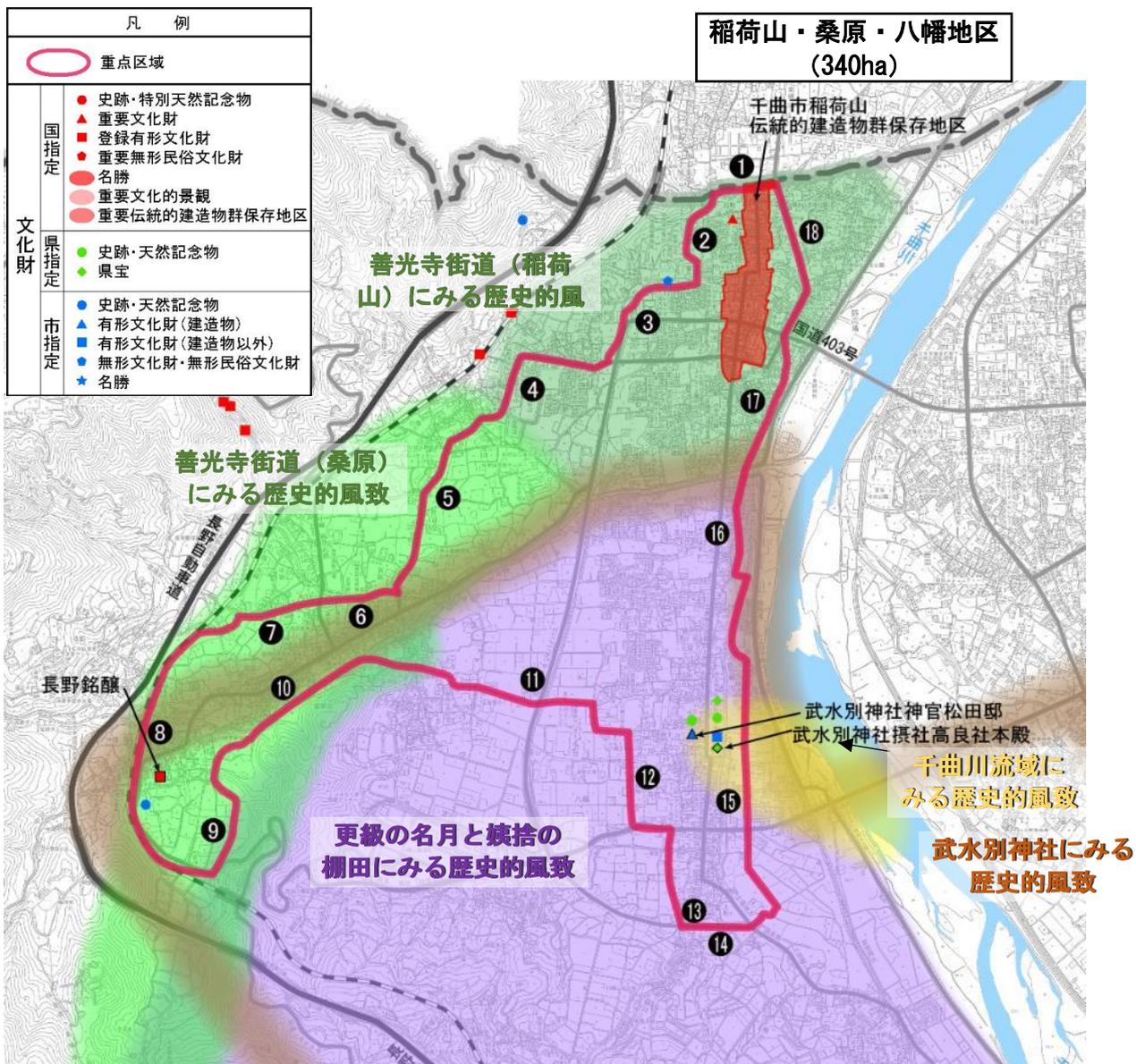
また、中原は、「八幡なながしらの七頭（清水）」と呼ばれる湧水群に代表される豊富な湧水を使用した江戸時代から続く酒造所があり、現在も江戸時代末期に建築された建物で酒造りが行われている。さらに中原には酒造りのほかに、現在も地区の祭りや武水別神社の大頭祭で披露される江戸時代から続く民俗芸能の獅子舞神楽がある。

次に、八幡の中央には先述の武水別神社があり、松本方面へ通じる通称一本松街道が武水別神社を通り、稲荷山宿で善光寺街道に合流している。このため、八幡地区は、武水別神社をはじめ善光寺参りの参拝客のための旅館・料理屋・飲食店などの町家が軒を並べた門前町として形成された町並みで、厳粛なお宮の杜や、歴史的な建造物が当時のにぎわいを偲ばせる。また、この武水別神社の大頭祭だいとうさいは、先の中原も含め広い地域の氏子により支えられ、四百数十年、一度も中断することなく現在に引き継がれてきた伝統行事である。

これらにより、善光寺街道を軸とした稲荷山・桑原・中原地区と善光寺街道につながる通称一本松峠道を軸とする八幡地区については、街道と一体となって発展してきた良好な町並みを形成している既存集落地域を重点区域として設定する。区域の設定については、街道を軸とした良好な町並みを形成している集落地域で、歴史的建造物等の敷地や道路界を考慮し設定することを基本としつつ、伝統的な地域活動として一体とすべき地域においては字界をもって境界と設定する。

重点区域の名称：稲荷山・桑原・八幡地区

重点区域の面積：340ha



- |             |              |
|-------------|--------------|
| ① 長野市との市境   | ② 市道 7098 他  |
| ③ 市道 7135 他 | ④ 治田神社       |
| ⑤ 市道 7200   | ⑥ 市道 7250    |
| ⑦ 市道 8000   | ⑧ JR 篠ノ井線    |
| ⑨ 農道        | ⑩ 大字桑原と大字八幡境 |
| ⑪ 市道 9130 他 | ⑫ 市道 9135 他  |
| ⑬ 齊ノ森神社     | ⑭ 国道 18 号    |
| ⑮ 市道 9030 他 | ⑯ 市道 9031 他  |
| ⑰ 市道 7078 他 | ⑱ (主)長野上田線   |

図 4-3 稲荷山・桑原・八幡地区重点区域の範囲

## (2) 更級・姨捨地区

「更級・姨捨地区」は、更級の名月と姨捨の棚田が織りなす文化的景観や、大池の百人灯などの一体的な歴史的風致を形成する地域である。

まず、更級は冠着山山麓に位置し、平安時代から京の都でも知られ、『古今和歌集』などに多数の和歌が詠まれる月の名所として広く知られてきた地域である。冠着山はその当時から「姨捨山」と呼ばれていたが、高くそびえる冠着山と比べると容易に足を運ぶことができることから「田毎の月」の方が次第に有名になり、やがて「田毎の月」のある長楽寺周辺が「姨捨山」と呼ばれるようになったものと考えられている。この地には、松尾芭蕉をはじめとした文人墨客が訪れ、長楽寺にはその「芭蕉翁面影塚」など多くの文学碑や、俳人小林一茶が訪れた頃の宝暦・明和期頃（1750-60）の観音堂が残されている。

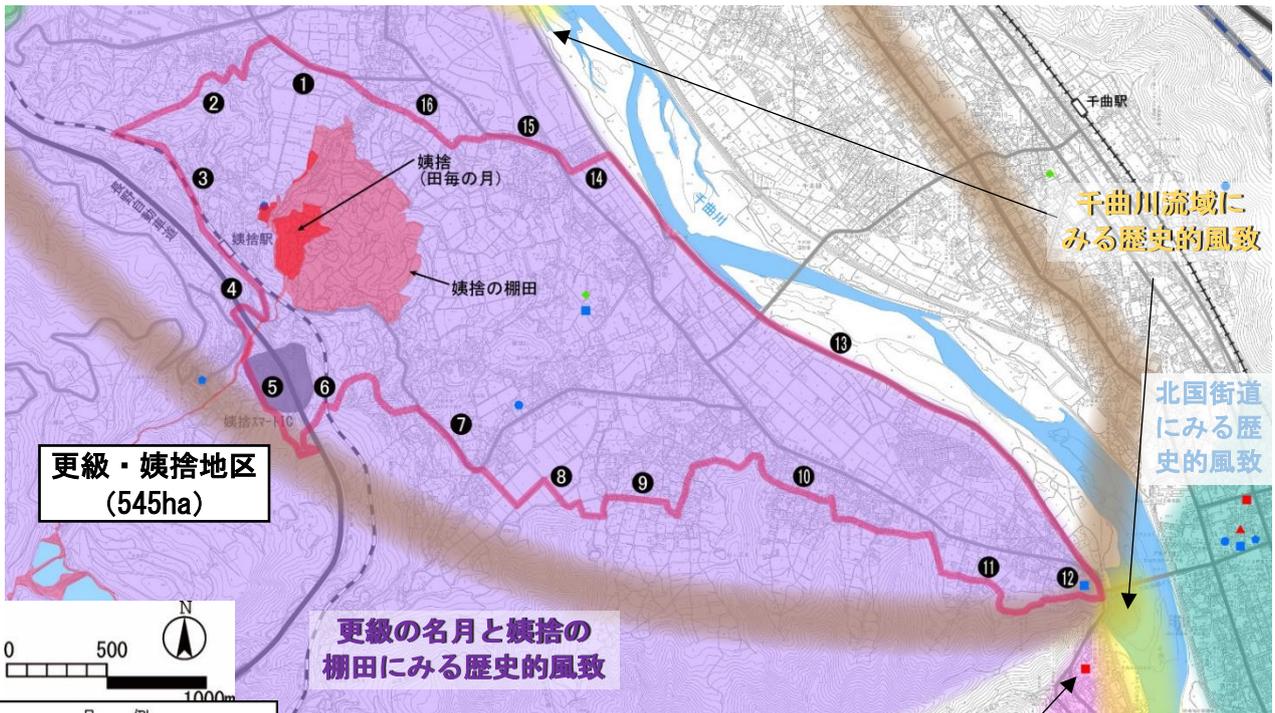
この「田毎の月」の舞台となる姨捨の棚田は、現在のように斜面全体が水田化されるのは、江戸時代の初めにため池の「大池」が造られて以降のこととされ、現在もその当時の用水路や「田越し灌漑」手法により水田耕作が行われている。

このように、歴史的建造物と伝統的営みが一体となって良好な歴史的風致を形成している棚田の地域と伝統的営みを継承する人々が住む集落を含めた地域を重点区域として設定する。区域の設定については、名勝「姨捨（田毎の月）」・重要文化的景観「姨捨の棚田」、千曲市景観計画における景観形成重点地区を踏まえ、歴史的建造物や景観及び、伝統的な地域活動に配慮した字界、道路界をもって境界を設定する。

重点区域の名称：更級・姨捨地区

重点区域の面積：545ha

武水別神社にみる  
歴史的風致



戸倉上山田温泉にみる歴史的風致

凡 例		
○ 重点区域		
文化財	国指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 史跡・特別天然記念物</li> <li>▲ 重要文化財</li> <li>■ 登録有形文化財</li> <li>● 重要無形民俗文化財</li> <li>● 名勝</li> <li>● 重要文化的景観</li> <li>● 重要伝統的建造物群保存地区</li> </ul>
	県指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 史跡・天然記念物</li> <li>● 県宝</li> </ul>
	市指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 史跡・天然記念物</li> <li>▲ 有形文化財(建造物)</li> <li>■ 有形文化財(建造物以外)</li> <li>● 無形文化財・無形民俗文化財</li> <li>★ 名勝</li> </ul>

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| ① 国道 18 号               | ② 市道 9270   |
| ③ JR 篠ノ井線               | ④ 市道 9511 他 |
| ⑤ 姨捨サービスエリア             | ⑥ 市道 192 他  |
| ⑦ (県)内川姨捨停車場線           | ⑧ 農道        |
| ⑨ 市道 127 他              | ⑩ 市道 83 他   |
| ⑪ 市道 2-3 他              | ⑫ 佐良志奈神社    |
| ⑬ (県)上田千曲長野自転車道線(千曲川堤防) |             |
| ⑭ 市道 9061               | ⑮ (主)長野上田線  |
| ⑯ 市道 9356 他             |             |

図 4-4 更級・姨捨地区地区重点区域の範囲

### (3) 戸倉上山田温泉地区

「戸倉上山田温泉地区」は、明治26年(1893)に戸倉温泉、明治36年(1903)に上山田温泉が開湯された、長野県屈指の規模と歴史を有する温泉街である。

地区内には、建築家遠藤新による設計で昭和7年(1932)に建てられた「笹屋ホテル別荘」があり、国の登録有形文化財に登録された木造和風旅館建築で、志賀直哉が逗留中に執筆した『豊年蟲』から「豊年虫」と名付けられ現在もホテル客室として使われている。

温泉街には20軒ほどの和風旅館など宿泊施設が建ち並び、その通りや路地には飲食店や土産物店など、昭和初期の風情を残す温泉街としての町並みを形成している。

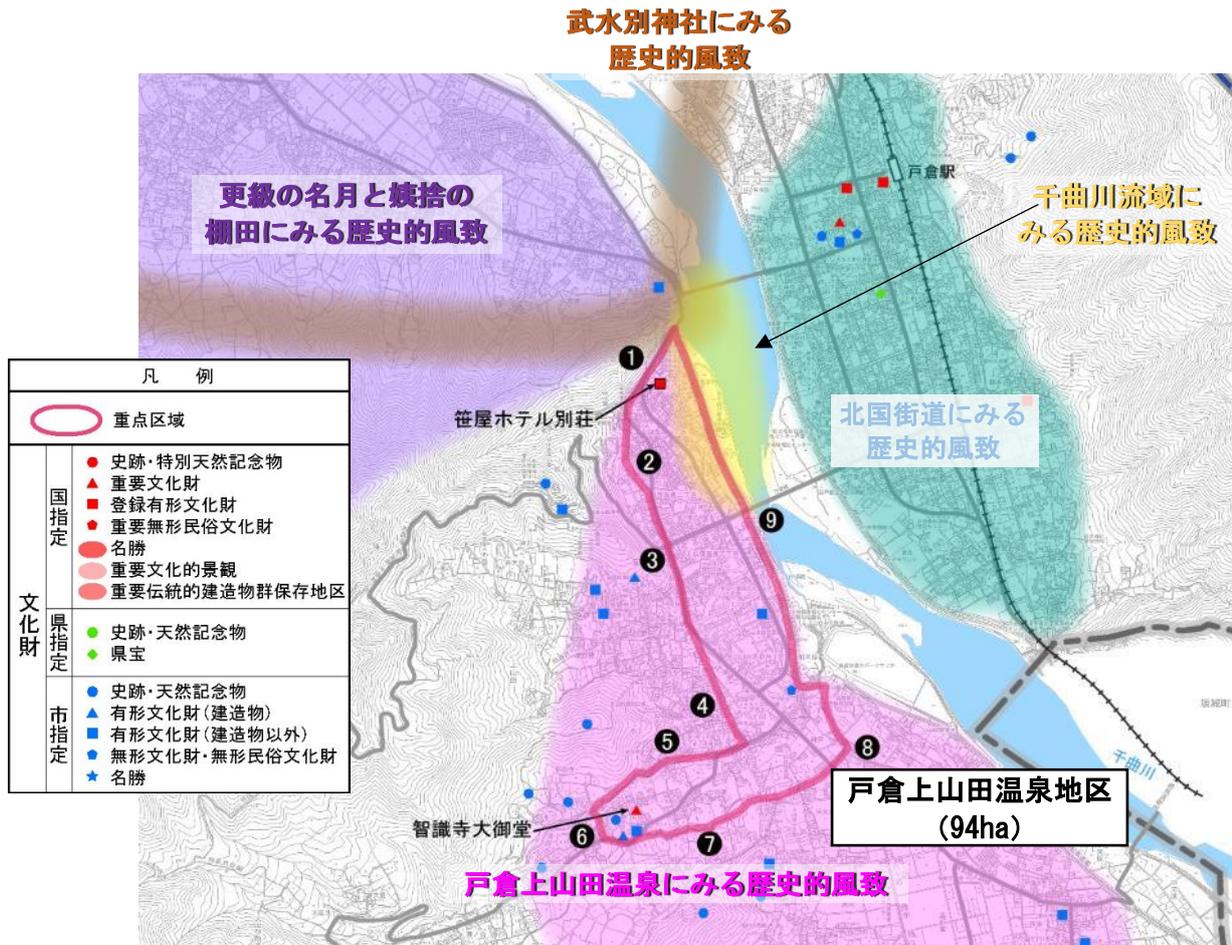
また、千曲川万葉公園には、千曲川に関わる万葉歌碑や文学碑が32基あり、地域住民や来訪者の散策コースとしても親しまれ、納涼煙火大会や夏祭りが伝統行事として引き継がれている。

さらに、重要文化財の智識寺大御堂や十一面観音立像と、地域に伝承される十一面観音信仰や太々御神楽は、地域の人びとによって守り伝えられてきた歴史的風致を形成している。

このように、歴史的建造物による昭和の風情と地域の営みや伝統行事が一体となって良好な歴史的風致を形成している温泉街とこの地域に伝承する御神楽を守ってきた人々の集落を重点地区として設定する。区域の設定については、温泉街を形成している地域は千曲川堤防界や道路界を基本として設定し、伝統的な地域活動を守る集落の地域においては集落界をもって境界と設定する。

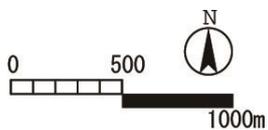
重点区域の名称：戸倉上山田温泉地区

重点区域の面積：約94ha



- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① (主)大町麻績インター千曲線</li> <li>③ (主)大町麻績インター千曲線</li> <li>⑤ 字羽場地区境</li> <li>⑦ 上山田・新山地区境</li> <li>⑨ 千曲川堤防</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>② 市道 1-C-030 他</li> <li>④ 字住吉地区境</li> <li>⑥ 市道 7-C-004</li> <li>⑧ 字神戸地区境</li> </ul> |
|--|--|

図 4-5 戸倉上山田温泉地区重点区域の範囲



### 3 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果

本市では、「稲荷山・桑原・八幡地区」、「更級・姨捨地区」、「戸倉上山田温泉地区」の3つの重点区域において、重点的かつ一体的な事業の推進を行うとともに、歴史的風致の維持向上の重要性を発信していく。

このことにより、本市全域に歴史・文化を活かしたまちづくりの認識を高めることが可能となり、ひいては、本市における歴史・文化を活かしたまちづくりを飛躍的に向上させる効果が期待できる。

### 4 良好な景観形成に関する施策との連携

本市における良好な景観の形成に関する施策としては、土地・建物利用の基礎となる都市計画及び景観法等に基づいた施策がある。

#### (1) 千曲市の都市計画との連携

本市では、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保し、土地の合理的な利用を図るために、行政区域 11,979ha のうち 49.3%にあたる 5,900ha が都市計画法に基づく「千曲都市計画区域」として定められている。また、都市計画区域内の 1,452ha、行政区域の 12.1%にあたる面積には、用途の混在を防ぐことを目的とし、住居、商業、工業など市街地の土地利用を定める「用途地域」が指定されている。

さらに、用途地域内に位置する稲荷山地区の約 13ha には「千曲市都市計画伝統的建造物群保存地区」が指定され、文部科学省より「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されている。

本計画の重点区域との関係でみると、全地区が都市計画区域内に位置し、「稲荷山・桑原・八幡地区」と「戸倉上山田温泉地区」の一部は用途地域内に位置している。「稲荷山・桑原・八幡地区」は、千曲都市計画区域の用途地域内にあり、稲荷山と八幡の中心地は商業地域や近隣商業地域の商業系用途地域に指定されており、その周辺を住居系用途地域が指定されている。また、「戸倉上山田温泉地区」は、温泉街一帯が商業地域の用途が指定され、その南北には住居系用途が指定されている。

また、「稲荷山・桑原・八幡地区」には千曲市都市計画伝統的建造物群保存地区が含まれている。千曲市都市計画伝統的建造物群保存地区には、土壁や漆喰壁の蔵づくりの町家や土蔵などの建物が数多く現存し、千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例及び保存計画に基づき、現状変更の規制、その他保存のために必要な措置を定め、本保存地区の文化向上と活性化が図られている。

このため、本計画では引き続き都市計画行政と連携して、歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。



## (2) 千曲市景観計画との連携

本市の景観は、大地が育む豊かな自然と、そこに住む人びとの生業と生活によって培われた歴史や文化によって形づくられ、現在に至るまで脈々と伝えられてきた、固有の資源である。

この景観を市民共有の財産として捉え、市民・事業者・行政の役割分担と相互の合意形成の中で、景観の保全、育成、創出を推進するための基本的な方針や、施策並びに規制を位置づけるため、平成31年(2019)3月に市域全体を対象とした千曲市景観計画が改定され、地域別の景観については、以下のような境界区分に基づき定められている。

区 分	
山里・高原地域	●都市計画区域外の地域
田園地域	●都市計画法に基づき都市計画区域として定められた区域のうち、下記に示す都市地域以外の地域
都市地域	●都市計画法に基づき用途地域が定められた地域 ●都市計画マスタープランにおいて都市ゾーンに位置づけられた地域
沿道地域	●高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道、都市計画道路（計画幅員16m以上）の両側30mの地域 (沿道地域は、山里・高原、田園、都市地域の該当区分への上乗せ制限となります。)

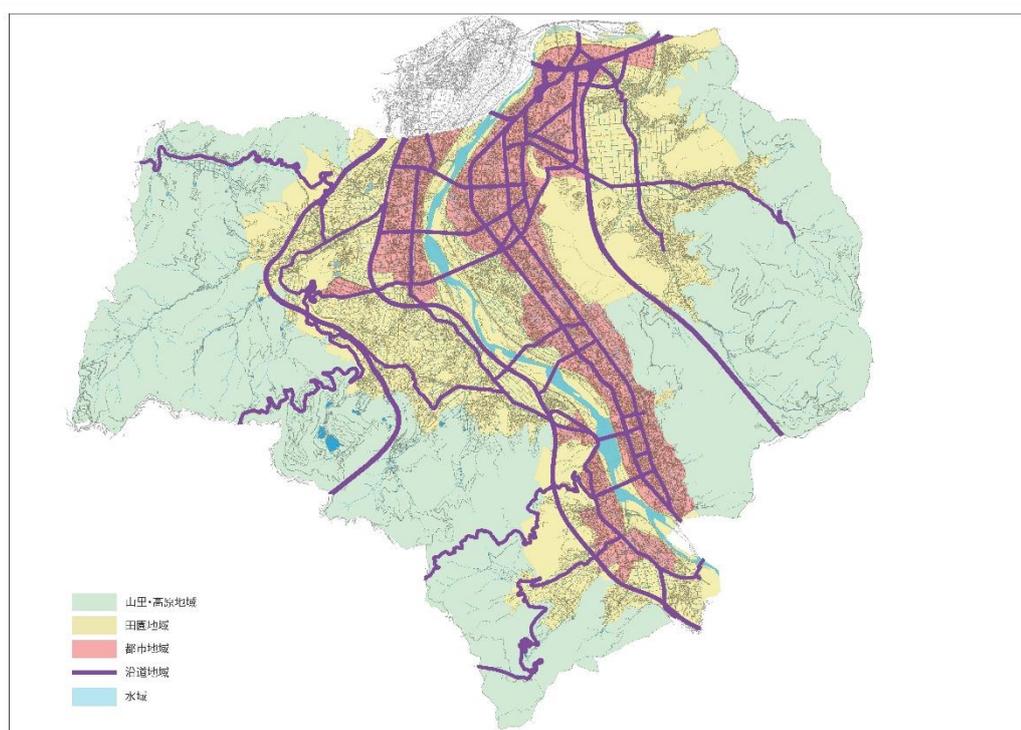


図 4-7 千曲市景観計画 地域区分図

また、景観計画区域全域を対象に、以下の大規模開発行為を届出対象行為として設定されている。

特定届出対象行為

	行為の種類	届出を要する規模
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	高さ13mを超えるもの 延床面積1,000㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更に係る面積が400㎡を超えるもの
工作物の建設等	プラント類、自動車車庫（建築物とならない機械式駐車装置）、貯蔵施設類、処理施設類 <sup>※2</sup> の建設等	高さ13mを超えるもの 築造面積1,000㎡を超えるもの
	電気供給施設等 <sup>※3</sup> の建設等	高さ20mを超えるもの
	太陽光発電施設の建設等	太陽光パネルの合計面積が1,000㎡を超えるもの
※1	上記以外の工作物	高さ13mを超えるもの

その他の届出対象行為

行為の種類	届出を要する規模
土地の形質の変更 <sup>※4</sup>	面積1,000㎡ <sup>※5</sup> を超えるもの 生じる法面・擁壁の高さ3mまたは長さ20mを超えるもの
土石類の採取	面積1,000㎡ <sup>※5</sup> を超えるもの 生じる法面・擁壁の高さ3mまたは長さ20mを超えるもの
屋外における物品の集積	集積の高さ3mまたは面積1,000㎡を超えるもの
建築物又は工作物の外観における公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠 <sup>※6</sup> の変更	面積25㎡を超えるもの

※1「建築等」：新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。

※2「プラント類」：コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの。

「貯蔵施設類」：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設。

「処理施設類」：汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設。

※3「電気供給施設等」：電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設。

※4「土地の形質の変更」：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為および景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更。

※5 同一事業者が隣接する地域において同時又は異なる時点に行為を行う場合は、その合計面積が1,000㎡以上となるもの。

※6 当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。

景観計画区域は千曲市全域と位置づけ、そのうち重点地区として千曲市を代表する個性ある地域について、重点的かつ段階的に景観形成を進めるために、良好な眺望景観を有する地区、歴史的・文化的景観を有する地区、自然と調和した景観を有する地区などより6地区に分け、姨捨地区を景観形成重点地区に、また、その他の5地区を候補地として設定している。

地区名	地区の概要	選定基準
景観形成重点地区 姨捨地区（第1号）	棚田の重要文化的景観に選定される	(1) 良好な眺望景観を有する地区 (2) 歴史的・文化的景観を有する地区 (3) 自然と調和した景観を有する地区
候補地 森・倉科地区	日本一のおんずの里	(1) 良好な眺望景観を有する地区 (2) 歴史的・文化的景観を有する地区 (3) 自然と調和した景観を有する地区
候補地 桑原・稻荷山・八幡地区	明治・大正の繁栄の歴史を継承するかつての宿場町であり、北信随一の商都であった稻荷山の一部が、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定される	(2) 歴史的・文化的景観を有する地区
候補地 戸倉上山田温泉地区	開湯120年を超える歴史を有する千曲川ほとりの温泉地	
候補地 磯部地区	かつての宿場町としての風情を残す落ち着いた雰囲気の集落	
候補地 力石地区	養蚕で繁栄し、豪壮な民家が残る集落	

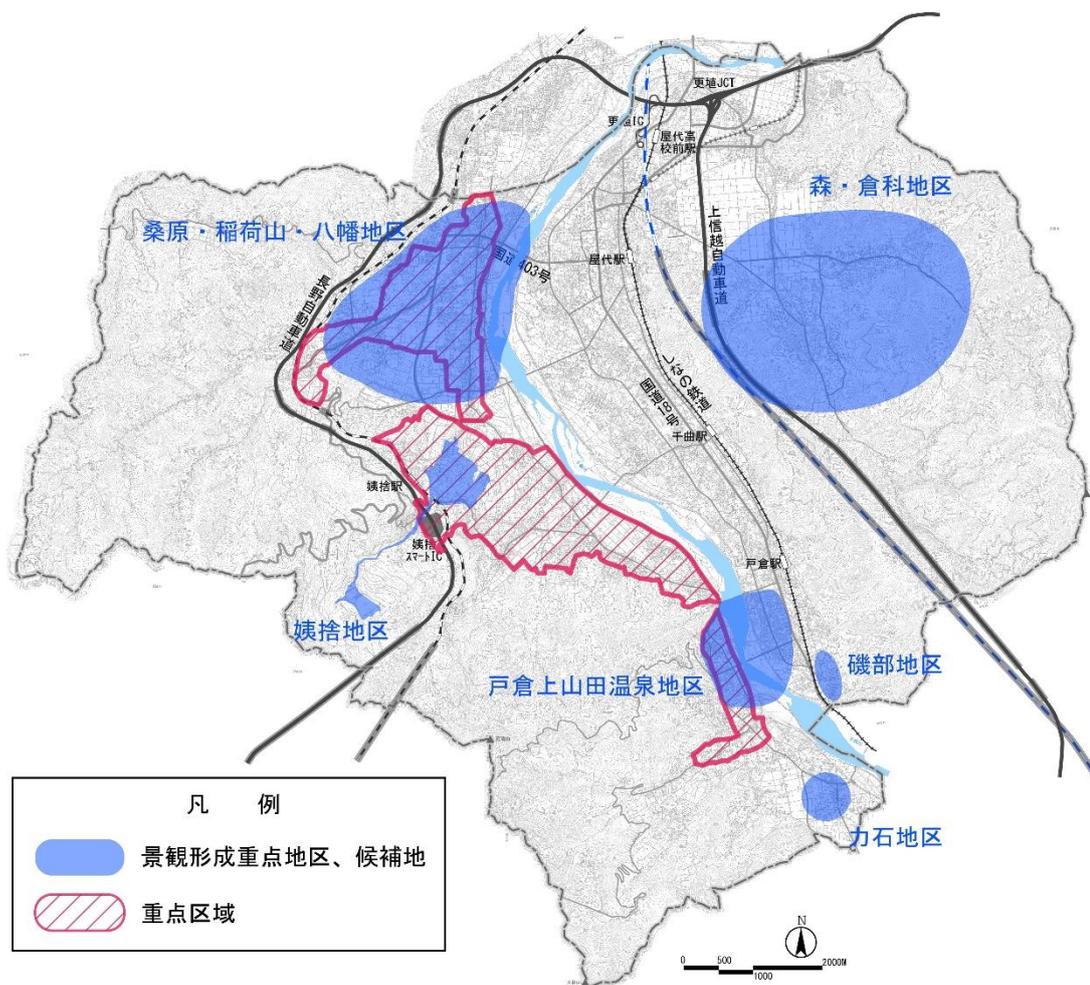


図 4-8 千曲市景観計画 景観形成重点地区とその候補地

景観形成重点地区第1号として指定してされた姨捨地区の具体的な区域、行為の制限について以下のとおり決定されている。

また、今後、他の候補地においても重点地区の指定について検討していく。

届出対象行為

行為の種類		届出を要する規模
建築物	新築、増築、改築または移転	延床面積10㎡を超えるもの
	外観の変更	変更に係る面積が15㎡を超えるもの
工作物の新築等 <sup>※1</sup>	装飾塔、記念塔 等	高さ5mまたは表示面積が3㎡を超えるもの
	擁壁、垣、さく、塀 等	高さが1.5mまたは長さが5mを超えるもの
	プラント類、自動車車庫（建築物とならない機械式駐車装置）、貯蔵施設類、処理施設類 <sup>※2</sup>	築造面積が10㎡を超えるもの
	電気供給施設等 <sup>※3</sup>	高さが8mを超えるもの
	太陽光発電施設	太陽光パネルの合計面積が20㎡を超えるもの
	貯水槽、その他	高さが5mまたは築造面積が10㎡を超えるもの
	自動販売機等	高さが1mを超えるもの
	上記以外の工作物	高さが5mを超えるもの
仮設の建築物及び工作物の新築等 <sup>※1</sup>		全て
建築物または工作物の外観における公衆の関心を引くための形態その他の意匠 <sup>※4</sup> の表示または掲出		表示面積が3㎡を超えるもの（掲出する物件については、高さが5mまたは表示面積が3㎡を超えるもの）
土地の形質の変更 <sup>※5</sup>	面積が300㎡ <sup>※6</sup> または生ずる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの	
	農林漁業を営むため以外のもの	
	農地の整備、開墾	面積が1,000㎡ <sup>※7</sup> を超えるもの
	用排水施設	幅員が1mを超えるもの
	農道、林道	幅員が2mを超えるもの
土石類の採取		地形の外観の変更に係る面積が300㎡ <sup>※6</sup> または生ずる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの
屋外における物件の堆積又は貯蔵	高さが3mまたは面積が100㎡を超えるもの	
	農林漁業を営むため以外のもの	
	堆積又は貯蔵の期間が30日を超えるもの	
	農業目的以外の物品の集積	高さが1.5mまたは面積が50㎡を超えるもの
木竹の伐採等		高さ5mまたは伐採面積が300㎡を超えるもの

※1「新築等」：新築、増築、改築又は移転。

※2「プラント類」：コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの。

「貯蔵施設類」：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設。

「ごみ焼却場等施設」：汚物処理場、ごみ焼却場その他の廃棄物処理施設。

※3「電気供給・通信施設等」：電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設または電気通信事業法

（昭和59年法律第86号）第2号第1号に規定する「電気通信」のための施設。

※4当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。また、営利を目的としないもの。

※5「土地の形質の変更」：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更。

※6同一事業者が隣接する地域において同時または異なる時点に行為を行う場合は、その合計面積が300㎡以上となるもの。

※7同一事業者が隣接する地域において同時または異なる時点に行為を行う場合は、その合計面積が1,000㎡以上となるもの。

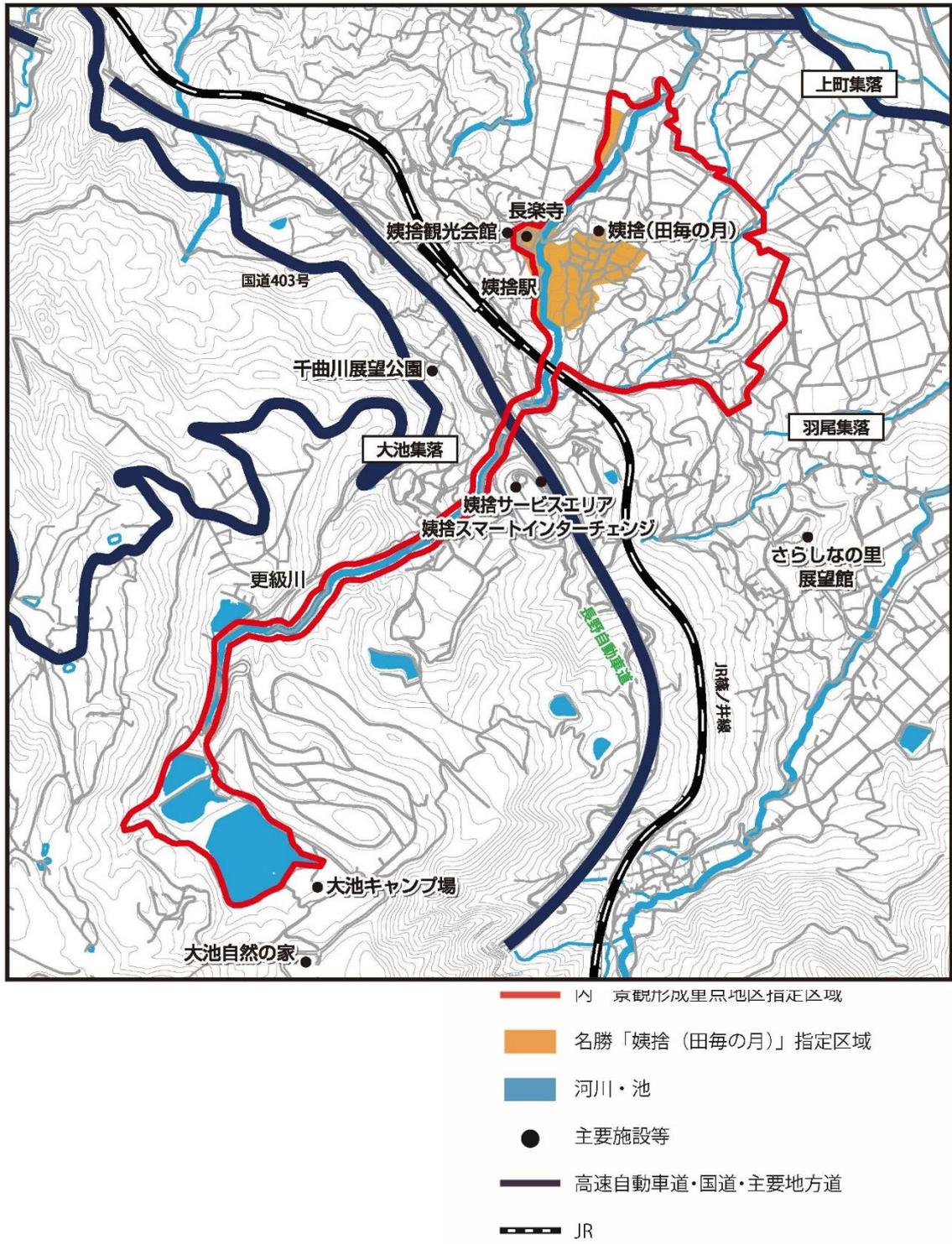


図 4-9 千曲市景観計画 景観形成重点地区（姨捨地区）位置図

(3) 屋外広告物法との連携

本市における屋外広告物は、屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）により規制されている。

本市内における指定区域には、基本的に屋外広告物を禁止する「禁止地域」と許可申請により設置が可能な「許可地域」の2つがある。そのうち「禁止地域」には、都市計画法に定められた「住居専用地域」（第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層専用地域）と「道路等からの展望地域」（高速自動車国道、一般国道、県・市町村道等及び鉄道から展望できる範囲、一定の地域）がある。

これら指定区域における屋外広告物の表示や設置を規制・指導することにより、風致景観を維持されるものであり、本計画では引き続き屋外広告物法と連携して、歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。

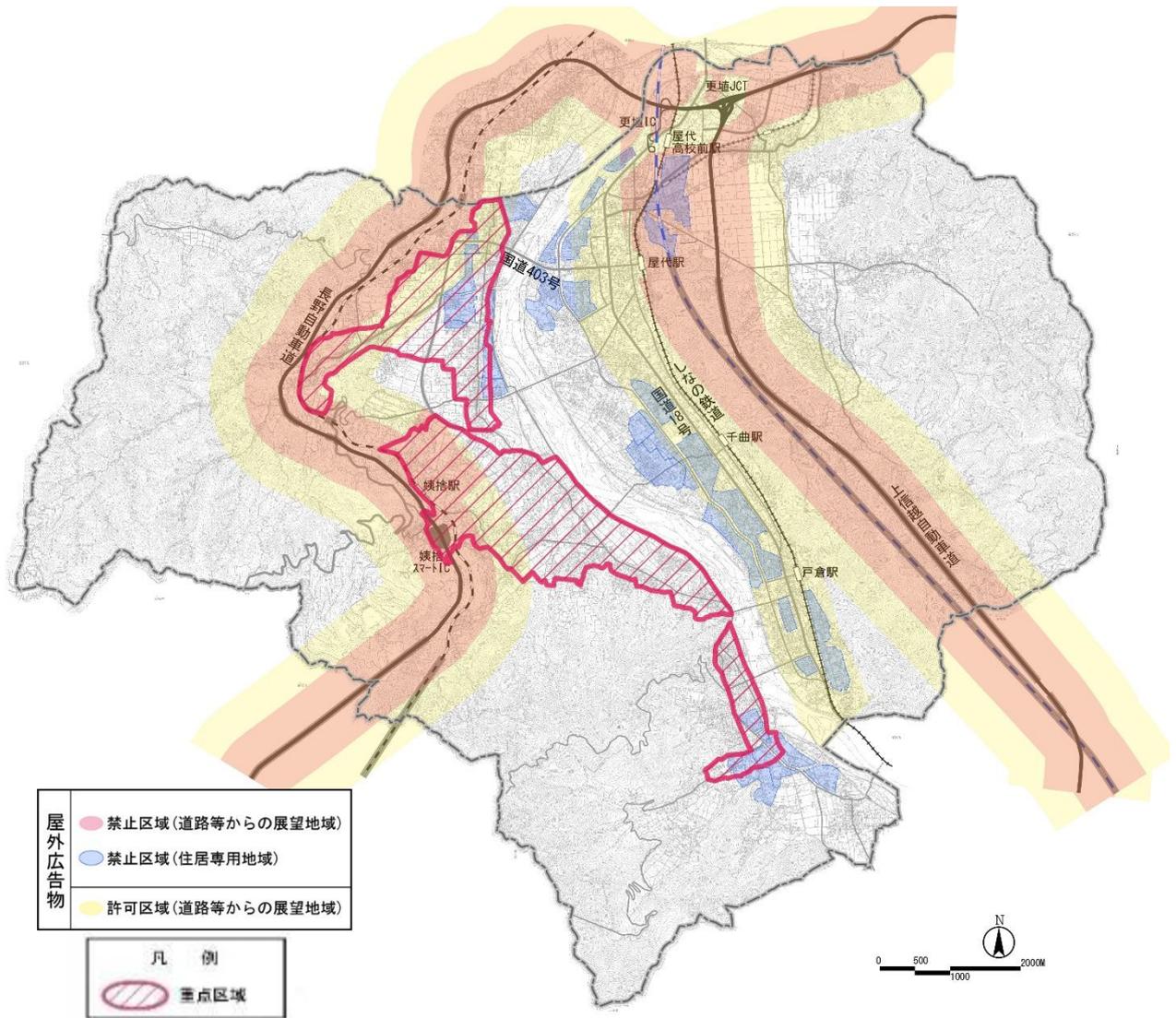


図 4-10 屋外広告物条例 屋外広告物条例指定地域

#### (4) 文化財保護法との連携

重点区域には、重要伝統的建造物保存地区に選定されている“稲荷山伝統的建造物保存地区”があり、187棟の建造物が保存対象となっている。また、名勝「姨捨(田毎の月)」・重要文化的景観「姨捨の棚田」が所在し、保護が図られている。

当市では、稲荷山伝統的建造物群保存地区については“千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区保存計画”（平成26年千曲市教育委員会告示3号）を策定し、「先人が築き上げた千曲市稲荷山の商都としての伝統的な町並みと歴史的風致を形成する環境を後世に伝えるため、住民の創意と発意を尊重し、住民と行政が誇りと愛着を持って互いに協議しながら保存整備を進め、文化的向上と活性化に資することを目的とする。」を基本として、保存並びに活用を図るよう取り組んでいる。

一方、名勝「姨捨(田毎の月)」については、“名勝「姨捨(田毎の月)」保存管理計画”（平成25年7月改訂）を、重要文化的景観「姨捨の棚田」については“姨捨棚田の文化的景観保存計画”（平成20年3月）を策定し、ゾーニングと整備水準の基本方針を定め、姨捨の棚田の保存と活用に取り組んでいる。



図 4-11 稲荷山伝統的建造物群保存地区 (13ha)

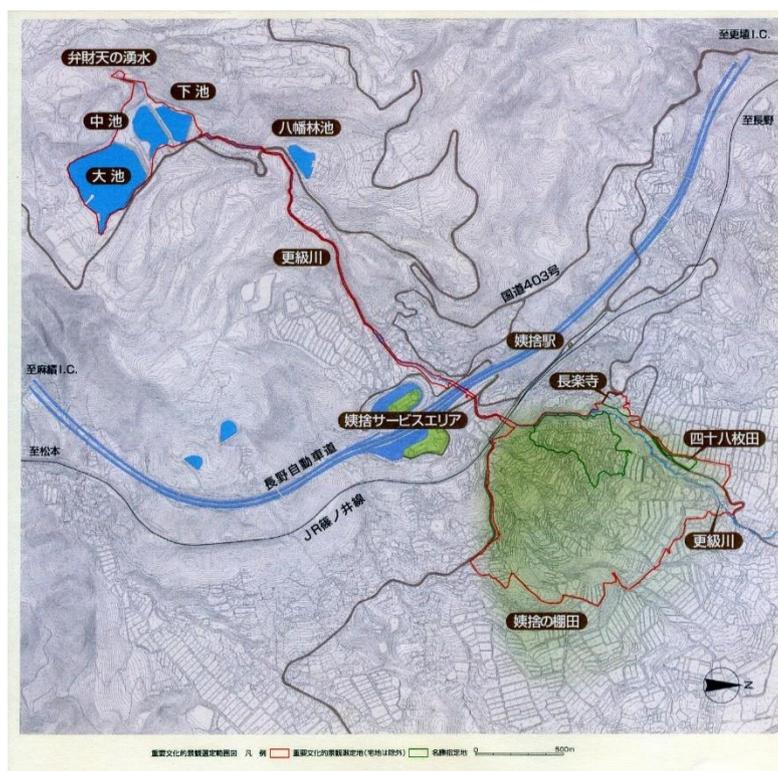


図 4-12 重要文化的景観「姨捨の棚田」選定区域 (64.3ha)

\*うち名勝指定地(6.8ha)含む